

平成十九年三月三十日付け広島県報（号外）第四十四号に登載の広島県教育委員会教育長訓令第三号（職員の勤務時間の特例に関する訓令の一部を改正する訓令）の一部を次のように訂正する。

教育委員会事務局管理部総務課長

一一	ページ	段	行	第七条	誤	第八条	正
		上	一六				

平成十九年三月三十日付け広島県報（号外）第四十四号に登載の広島県教育委員会教育長訓令第四号（広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令）の一部を次のように訂正する。

教育委員会事務局管理部総務課長

一一	ページ	段	行	第三十五条	誤	第三十三条	正
		下	四				